

諸手当に関する手引

3 通 勤 手 当

(1)	概要	1
(2)	支給範囲	1
(3)	算出の基準	2
(4)	支給単位期間	2
	(ア) 支給単位期間の決定	3
	(イ) 支給単位期間の特例	3
	(ウ) 支給単位期間の開始	3
(5)	特別急行列車等を利用する場合	3
(6)	通勤手当の額	4
	(ア) 支給額	4
	表 1 交通用具使用者に係る使用距離区分	5
(7)	返納	5
	(ア) 返納事由	6
	(イ) 返納額	6
	(ウ) 特別急行列車等に係る返納	7
	(エ) 給与からの差し引き	7
(8)	運賃の改定に伴う通勤手当の取扱い	7
(9)	通勤手当を支給できない場合	7
(10)	支給方法	7
	(ア) 支給手続	7
	(イ) 届出が必要な場合	7
	(ウ) 支給の始期、終期及び支給額の改定	8
	(エ) その他	8
	参考 1 支給単位期間中に派遣等又は月の初日から末日まで 通勤しないこととなった場合の取扱い	10
(11)	その他	11
	(ア) 質疑（特別急行列車等利用について）	11

(参 考)

条 例：公立学校職員の給与に関する条例

支給規則：職員の給与の支給等に関する規則

規 則：通勤手当に関する規則

3 通 勤 手 当

(1) 概要

通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員及び自動車等を使用することを常例とする職員に支給される手当である。

条例第 21 条

(2) 支給範囲

(ア) 支給の要件

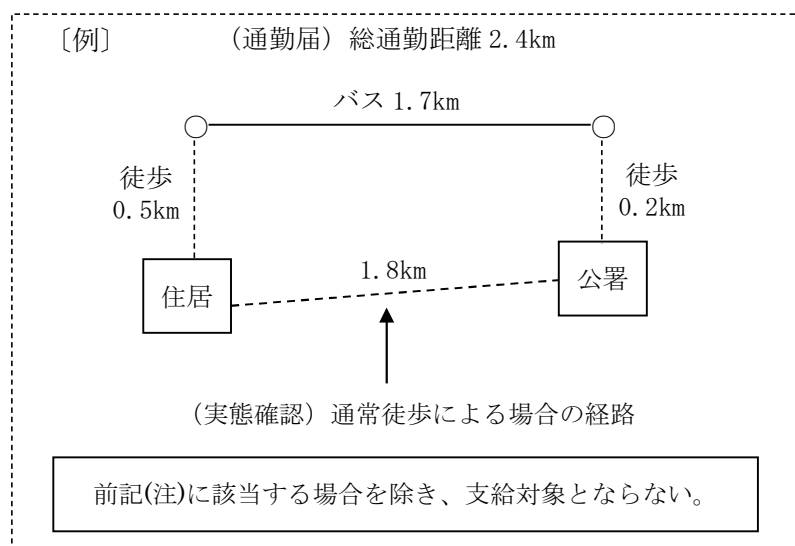
a 交通機関等の利用者

- ① 通勤のために交通機関等（有料道路を含む。）の利用を常例とすること
- ② 運賃等の負担を常例とすること
- ③ 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 km 以上であること

条例第 21 条第 1 項第 1 号

(注) 歩行困難な身体障害者又は住居若しくは通勤公署が離島等にある職員で交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 km 以上であることを要しない。（b、c も同じ）

規則第 5 条



b 交通用具（自動車等）の使用者

- ① 通勤のため自動車等の使用を常例とすること
- ② 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 km 以上であること

条例第 21 条第 1 項第 2 号

(注) 「自動車等」とは、次に掲げる交通用具をいう。ただし、国、地方公共団体又はこれに準ずるものの所有に属するものを除く。

規則第 7 条

- イ 自動車その他の原動機付の交通用具
- ロ 自転車

c 交通機関等と自動車等との併用者

- ① 通勤のために交通機関等と自動車等との併用を常例とすること
- ② 運賃等の負担を常例とすること
- ③ 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 km 以上であること

条例第 21 条第 1 項第 3 号

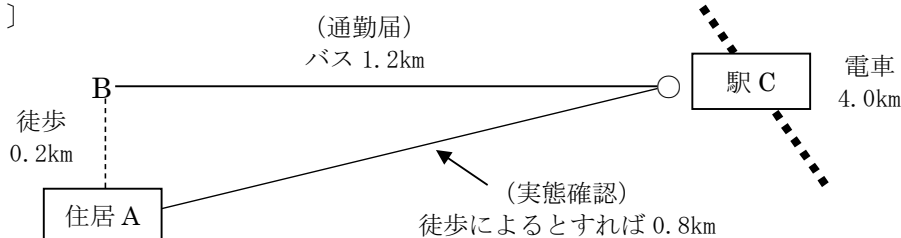
(3) 算出の基準

(ア) 交通機関等の利用者

規則第6条

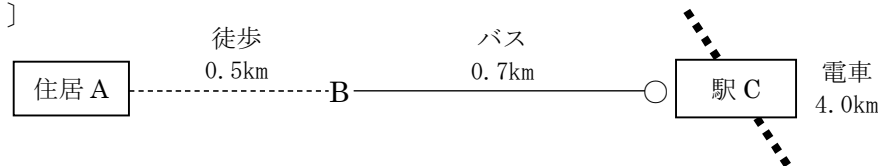
- ① 最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路・方法による。
(したがって、職員が届出をした通勤経路・方法と必ずしも一致しない場合もある。)
- ② 正当な事由のある場合を除き往路と帰路は同一の通勤経路・方法によるものでなければならない。
- ③ 2以上の種類を異にする交通機関等を乗り継いで通勤している場合、その者の住居又は勤務公署から通常徒歩によることを例とする距離内(おおむね1km未満)においてのみ利用する交通機関等は、原則として算出基礎とすることはできない。

〔例1〕



A⇔C間が1km未満であるため、バスの料金を算出基礎として認定できない。

〔例2〕



バスの運行状況及び周辺住民の利用状況等も考慮して判断する必要があるが、一般的にはバスの料金を算出基礎として認定することには疑義がある。(A⇔C間は1km以上あるが、B⇔C間が1km未満であるため)

(イ) 交通用具の利用者

規則第2条第2項

一般に利用しうる最短の経路の長さによる。
(したがって、職員が届出をした通勤経路と必ずしも一致しない場合もある。)

(注) 高速道路利用に係る加算額を認定する場合の自動車等の使用距離は、高速道路を利用した場合の距離。ただし、片道利用の場合は、往路と復路の使用距離の合計の2分の1。

(ウ) 交通機関等と交通用具の併用者

利用する交通機関等の距離が通常徒歩によることを例とする距離以上であり、かつ、自動車等の使用距離が片道2km以上のもの(歩行困難な身体障害者等は除く。)は、(ア)と(イ)に掲げる基準により算出する。

(4) 支給単位期間

支給単位期間は、1箇月を単位とする通勤手当の支給の単位となるものであり、実際に職員が所有する定期券の通用期間とは異なる。

返納等の処理も手当認定上の支給単位期間により行われる。

(7) 支給単位期間の決定 a 交通機関等の利用者 ① 定期券の利用が最も経済的かつ合理的な場合 発行されている定期券の最も長い通用期間に相当する期間（ただし、6箇月の定期券が発行されている場合で、職員が6箇月定期券を利用しない場合は3箇月） ② 回数券等の利用が最も経済的かつ合理的な場合 1箇月 b 交通用具（自動車等）の利用者 1箇月	規則第13条第1項 条例第21条第6項 規則第13条第2項
(イ) 支給単位期間の特例 次の支給単位期間が始まる前に、当該支給単位期間の中途において、定年退職その他の離職、長期間の研修、勤務場所を異にする異動又は勤務公署の移転に伴う通勤経路又は通勤方法の変更、勤務態様の変更（普通勤務→交替制勤務等）、産前産後休暇、配偶者同行休業、育児休業により、返納が生ずることが明らかな場合には、返納が生じないよう次の支給単位期間を調整し設定することができる。 (ウ) 支給単位期間の開始 支給単位期間が開始される月は、次のとおりである。 なお、派遣等（休職、専従、派遣、配偶者同行休業、育児休業又は停職をいう。以下同じ。）の場合は、b及びcのとおり、その開始が月の初日か月の中途であるかにより取扱いが異なるので、注意を要する。 a 届出による場合 通勤手当の支給が開始される月又は通勤手当の額が改定される月 b 月の中途から派遣等となった者（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職等となる者を除く。）が復職等をした場合 復職等をした日の属する月の翌月（復職等した日が月の初日である場合は、その日の属する月） c 派遣等又は出張、休暇、欠勤等により、月の初日から末日まで全日数にわたって勤務しないこととなった者が再び勤務することとなった場合（bに該当する派遣等から復職等をしないで引き続く場合を除く。） 再び勤務することとなった日の属する月	規則第14条 規則第14条
(5) 特別急行列車等を利用する場合 a 制度の内容 次の支給要件を全て満たした場合に通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（2万円を上限）を別途支給。 b 支給要件 その利用に係る特別料金等を負担することを常例としている場合で、 ・特別急行列車等を利用せずに通勤するものとした場合の通勤距離が40km以上又は通勤時間が概ね80分以上 ・特別急行列車等を利用することにより、通勤時間が30分以上短縮 〔高速道路を20km以上、南国IC～伊野IC又は高知IC～土佐IC〕を利用する場合は、30分の短縮効果があったものとみなす。 c 算出の基準 運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法により算出する。 なお、ETC利用者に係る高速道路の特別料金等の算出については、E	条例第21条第3項 規則第8条 規則第9条第1項

T Cマイレージサービス 10,000 円分 (10,500 円分利用可) の割引率 20/21 を適用し、算出する。

d 片道利用

交通事情に照らして片道のみを利用しているものも特別料金等の加算対象とし、加算限度額は、往復利用の場合の 2 分の 1 とする。(限度額 10,000 円)

e E T C 割引制度

高速自動車国道を利用し、E T C 割引制度の利用を常例とする職員の特別料金等の認定額の基礎となる片道料金の額は割引制度適用後の額とする。

(参考)

◆ETC を利用する者で ETC 平日朝夕割引を常例とする職員の通勤手当の算出式

$$\text{ETC 平日朝夕割引による片道料金}(\text{※}) \times 2 (\text{往復}) \times 21 \text{ 日} \times 20/21 (\text{割引率}) \times 1/2$$

※E T C 平日朝夕割引による片道料金は、通常料金の 2 分の 1 の額 (10 円未満の端数が生じた場合は 1 円の単位を四捨五入) とする。

(6) 通勤手当の額

(7) 支給額

通勤方法	1 箇月当たりの 運賃等相当額	区 分	手 当 額
①普通交通 機関等利用 者	56,200円以下	定期券の利用が最も 経済的かつ合理的	3 箇月又は 6 箇月定 期券の価額
		回数券等の利用が最 も経済的かつ合理的	通勤21回分(※)の運 賃等の額
	56,200円超		56,200円×利用して いる交通機関のうち 最も長い支給単位期 間の月数
②交通用具 使用者	使用距離に応じ、3,300円～36,800円 (表 1 参照) の額		
③普通交通 機関と交通 用具との併 用者	56,200円以下		①と②の合計額 (限度額56,200円)
	56,200円超		56,200円×利用して いる交通機関のうち 最も長い支給単位期 間の月数
④特別急行 列車等利用 者に係る加 算額 (1/2 加算)	20,000円以下	定期券の利用が最も 経済的かつ合理的	3 箇月又は 6 箇月定 期券の価額
		回数券等の利用が最 も経済的かつ合理的	通勤21回分(※)の運 賃等の額
	20,000円超		20,000円×利用して いる交通機関のうち 最も長い支給単位期 間の月数
⑤タクシー 又はハイヤ ーの利用者	通勤に利用し得る普通交通機関等がタクシー又はハイヤー以外にない場合において、これらを利用して通勤することを常例とするときにおける通勤手当の額は、交通用具使用者の例による		

規則第 6 条～第 6 条の 3

(規則第 9 条第 3 項)

(※) a バス・電車

- ・ですか利用

片道運賃×2(往復)×21日×(1-0.05(ですかポイント))

b 鉄道

- ・最も安価な6枚回数券

なお、交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分となる。

表1 交通用具使用者に係る使用距離に応じる額

2キロメートル以上	5キロメートル未満	3,300円
5キロメートル以上	6キロメートル未満	4,300円
6キロメートル以上	10キロメートル未満	5,600円
10キロメートル以上	15キロメートル未満	8,000円
15キロメートル以上	20キロメートル未満	10,700円
20キロメートル以上	25キロメートル未満	13,500円
25キロメートル以上	30キロメートル未満	16,300円
30キロメートル以上	35キロメートル未満	19,200円
35キロメートル以上	40キロメートル未満	22,000円
40キロメートル以上	45キロメートル未満	24,800円
45キロメートル以上	50キロメートル未満	27,200円
50キロメートル以上	55キロメートル未満	29,600円
55キロメートル以上	60キロメートル未満	32,000円
60キロメートル以上	65キロメートル未満	34,400円
65キロメートル以上		36,800円

規則第6条の2

ただし、地域手当支給地域については、次のとおり

2キロメートル以上	5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上	10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上	15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上	20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上	25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上	30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上	35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上	40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上	45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上	50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上	55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上	60キロメートル未満	29,800円
60キロメートル以上		31,600円

(7) 返納

3箇月又は6箇月定期券の価額により算出した通勤手当を一括で支給した場合において、支給単位期間の途中で(7)に掲げる事由が発生したときは、支給単位期間のうちその後の期間を考慮して(イ)に掲げる額を返納させる(支給単位期間が1箇月のものを除く。)。

規則第12条第1項

(7) 返納事由

- a 離職、死亡又は通勤距離が2km未満になった等支給要件を欠くに至った場合（以下「支給要件喪失等」という。）
- b 通勤経路若しくは通勤方法の変更又は運賃等の額の変更により通勤手当の額が改定された場合（以下「通勤経路等の変更」という。）
- c 月の中途において派遣等となった場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職等となる場合を除く。以下同じ。）
- d 派遣等又は出張、休暇、欠勤等により、月の初日から末日までの全日数にわたって勤務しないこととなる場合（以下「月の全日数にわたって通勤しない場合」という。）

(イ) 返納額

- a 普通交通機関等に係る通勤手当の返納額

- ① 1箇月当たりの運賃等相当額が56,200円以下であった場合

規則第12条第2項及び第3項

返 納 事 由	払戻し対象 交通機関等	返 納 額	事由発生月
a 支給要件喪失等	全ての普通交通機関等	事由発生月の末日に定期券の払戻しをしたものとして得られる額	当該事由が生じた日の属する月 （その日が月の初日である場合はその日の属する月の前月）
b 通勤経路等の変更	変更のあった普通交通機関等		通勤手当の額が改定される月の前月
c 月の中途から派遣等となった場合	全ての普通交通機関等		派遣等を開始した日の属する月
d 月の全日数にわたって通勤しない場合			全日数通勤がない月の前月
※月の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合			(全日数通勤がない月)

※ 「予見し難いことが相当と認められる場合」とは、短期間の病欠休暇等が連続したこと等により、結果として月の全日数にわたって通勤しないこととなった場合をいう。(②において同じ。)
(なお、支給単位期間の最初の月に全日数にわたって通勤しないときは、通勤手当は支給しない。)

- ② 1箇月当たりの運賃等相当額が56,200円を超えていた場合

返 納 事 由	払戻し対象 交通機関等	返 納 額	事由発生月
a 支給要件喪失等	全ての普通交通機関等	①または②のうち、いずれか低い額 ① 56,200円 × 最長支給単位期間の残月数	当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合はその日の属する月の前月）
b 通勤経路等の変更			通勤手当の額が改定される月の前月
c 月の中途から派遣等となった場合		② 事由発生月の末日に定期券の払戻しをした	派遣等を開始した日の属する月

d 月の全日数にわたって通勤しない場合		ものとして得られる額 +	全日数通勤がない月の前月
※月の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合		・未使用定期券の価額 ・交通用具に係る手当額×残月数	(全日数通勤がない月)

(ウ) 特別急行列車等に係る返納

普通交通機関等に準じた取扱い。(特別料金等の払戻額の2分の1を返納)

(イ) 給与からの差し引き

返納が生じた場合は、返納事由発生月の翌月以降に支給される給与から差し引くことができる。

ただし、返納に係る通勤手当を支給した年度に戻入できない場合又は返納額が支給される給与の4分の1を超える場合は、納入通知書により返納させるものとする。

規則第12条第4項

(8) 運賃の改定に伴う通勤手当の取扱い

定期券に係る通勤手当を支給されている場合において、支給単位期間中に運賃が改定されたときは、当該支給単位期間の最終日を事実発生日とみなす。したがって、返納額は生ぜず、また、通勤手当の額は、次の支給単位期間に係る最初の月に改定することとなる。

この場合において、運賃改定に係る届出については、適宜確認措置をとることにより正規の届出があったものとして取り扱う。

(9) 通勤手当を支給できない場合

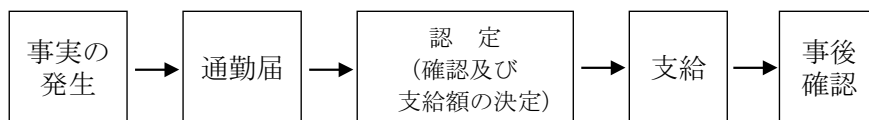
派遣等又は出張、休暇、欠勤等により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなる場合は、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

新たな支給単位期間は、再び勤務することとなった日の属する月から開始されることとなる。

規則第15条

(10) 支給方法

(7) 支給手続



規則第3条、第4条

(イ) 届出が必要な場合

- a 新たに条例第23条第1項の職員たる要件を具備した場合
- b 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合又は負担する運賃等の額に変更があった場合
- c 条例第23条第1項の職員でなくなった場合

(ウ) 支給の始期、終期及び支給額の改定

- a 新たに条例第23条第1項の職員たる要件を具備した場合及び支給額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌

規則第11条

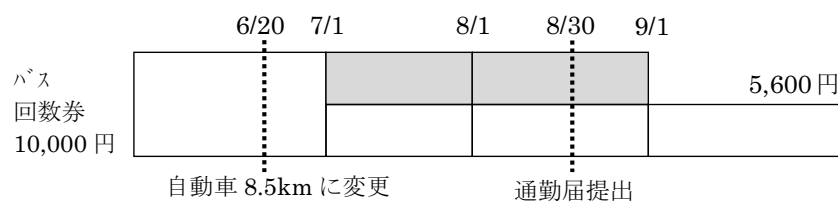
月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又はその額を改定する。

b 職員が離職し、若しくは死亡した場合又は要件を欠くに至った場合は、その事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって支給が終わる。

c a の場合（支給額の改定の際は増額する場合に限る。）で届出が事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又は支給額を改定する。

（注）「届出を受理した日」及び「届出 15 日の計算」については、扶養手当の場合に同じ。

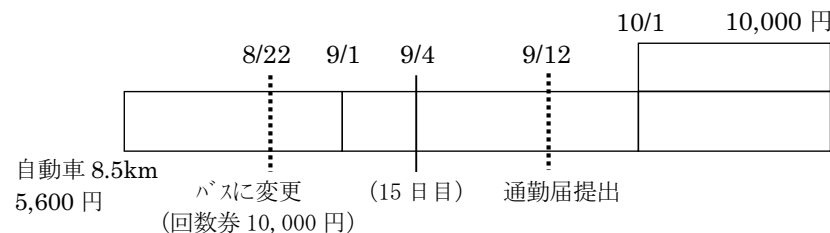
〔例〕 (1) 減額改定で届出が遅れた場合



減額改定のため 7 月から 5,600 円となる。したがって 8,800 円の戻入となる。

$$(10,000 - 5,600) \times 2 \text{ 月} = 8,800 \text{ 円}$$

(2) 増額改定で届出が遅れた場合



届出が 15 日を経過しているため、10 月からの改定となる。

(I) そ の 他

a 条例第 14 条の規定による給与の減額が行われる場合であっても、通勤手当は、減額されない。

b 職員が採用又は勤務公署を異にして異動した場合は、次により取り扱う。その採用又は異動直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日に条例第 23 条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、当該採用又は異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱う。

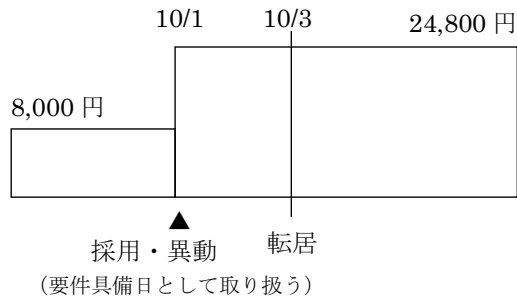
（注）採用者又は異動前の公署において同項の要件を具備していなかった職員の場合には、支給の開始となり、異動前の公署において同項の要件を具備していた職員の場合には、支給額の改定となる。

c 併任の場合は本務公署及び兼務公署をそれぞれ勤務公署とし、交替制勤務者等の例にならって支給する。

d 所属長は、通勤手当を受給している職員について支給要件を満たしているかどうかを、定期券等の提示を求める等の方法により、随時確認すること。

規則第 16 条

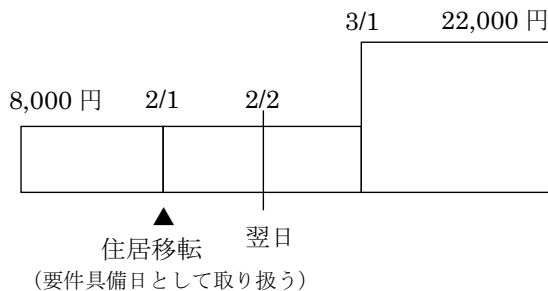
〔例〕 (1) 月の初日に採用された者又は勤務公署を異にして異動した職員の場合



異動直後に住居が定まってい通勤し
うる状態にあった場合：当月から支給
額の改定（15日以内届出済）

（採用者又は異動前に通勤手当が支給
されていない職員の場合は、当月から
支給の開始(15日以内届出済)）

(2) 月の初日に住居を移転した場合



住居移転の完了日の翌日が要件具備の
日となり、翌月から支給額の改定（翌月
の初日までに届出済）（ただし、移転
当日に移転後の住居から通勤した場合
：当月から支給額の改定(15日以内届出
済)）

(3) 月の初日が週休日等の場合の取扱い

① 住居移転の場合

「移転の完了した日の翌日」（移転日に通勤事実があれば当該日）を事実発生日と
する。

	住居移転日	移転日の通勤	事実発生日	支給開始月（15日内の届出）
A	3/31（土）	有	3/31	4月分
B	〃	なし	4/1	4月分
C	4/1（日）	有	4/1	4月分
D	〃	なし	4/2	5月分

② 通勤方法の変更の場合

原則として新しい方法による通勤の開始日を事実発生日とする。

3/31（土）に変更として届出の場合 当該日に勤務を命じられた場合のみ、こう
した届出となるが、事実発生日は3/31（土）
で認定（改定）月は、4月から。

4/1（日）に変更として届出の場合 同上

4/2（月）に変更として届出の場合 手当の支給根拠となる通勤の実態に鑑み
4月から認定する。

《支給単位期間中に派遣等又は月の初日から末日まで通勤しないこととなった場合の取扱い（例）》

	5 月	6 月	7 月	8 月
● <u>月の途中の派遣等</u> （規則第14条第2項）				
①派遣等となった月に復職	休職	復職		
		→ 返納なし		
②派遣等となった月の翌月に復職	休職	復職		
		→ 返納なし		
③派遣等となった月の翌々月以降に復職	休職		復職	
	5/31 払戻日		8/1 支給単位期間の開始	

●月の初日から開始する派遣等（規則第14条第3項）

①派遣等となった月に復職

5/1休職	復職
	→ 返納なし

②月の初日から全日数通勤なしの場合

5/1休職	6/1復職
4/30 払戻日	6/1 支給単位期間の開始

③月の初日から休職 → 翌月の中途に復帰

5/1休職	6/28復職
4/30 払戻日	6/1 支給単位期間の開始

④月の初日から病気休暇 → 翌月の中途に復帰（当初(4/30)から予見できなかった場合）

5/1病休	6/28から勤務
5/31 払戻日	6/1 支給単位期間の開始

⑤月の全日数 長期出張の場合 → 月の中途まで出張

4/20～長期出張	6/28勤務開始
4/30 払戻日	6/1 支給単位期間の開始

(11) その他

(7) 質疑 (特別急行列車等利用の質疑)

問 1 従前は公署の近くに住居があったが、転居したことによって、通勤困難になった場合、対象職員となるのか？

(答) 特別急行列車等を利用しない場合の通勤距離が 40km 以上又は通勤時間がおおむね 80 分以上で、その利用により通勤時間が 30 分以上短縮されれば、対象となる。

問 2 単身赴任手当を支給されていない職員が、平成〇年〇月〇日の人事異動に伴って、住居を移転したが、移転後の住居からの通勤が困難な場合、対象職員となるのか？

(答) 問 1 の (答) と同じ。

問 3 通勤距離の算定方法は？

(答) 住居から公署までの通勤距離の算定については、鉄道利用区間については、鉄道営業距離とし、それ以外の区間については、実測又は地形図上の距離となる。

問 4 特別料金等の認定額の算出方法は？

(答) 鉄道利用者については、3 箇月又は 6 箇月特急定期券代の $1/2$ 、高速道路利用者については、通行料金 $\times 20/21 \times 2$ (往復) $\times 21$ 回分 (平均 1 箇月当たりの通勤所要回数) の $1/2$ となる。

なお、交通事情に照らして、特別急行列車等を片道のみ利用する場合については、片道分の特急料金等の $1/2$ となる。

問 5 高知自動車道の伊野 IC～南国 IC間を利用して通勤しているが、対象職員となるのか？

(答) まず、特別急行列車等を利用しない場合の通勤距離が 40km 以上又は通勤時間がおおむね 80 分以上であることが要件であり、当該要件を具備していた場合でも、住居から公署までの区間を利用した場合に、通勤事情の改善に相当程度資するものであるか見極めたうえで、認定する必要がある。

問 6 高速道路の利用が 1 箇月当たり半分程度の場合に、対象職員となるか。

(答) 高速道路を利用し、その利用に係る通行料金を負担することを常例とする職員が対象であり、半分程度の場合は、対象とはならない。

(交通機関等利用の質疑)

問 7 通勤にあたり利用しうる交通機関として、バスや電車など数種の交通機関がある場合、いずれの交通機関により運賃額を算出すべきか。

(答) 運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものであれば、いずれの交通機関によって運賃額を決定してもよい。

なお、時間、距離等の事情からして、経済的かつ合理的な状態が大差ないときは運賃の安価なものによることが通常である。

問 8 交通機関の駅から公署まで、又は自宅までの距離が極めて短距離であっても、バス等により乗り継いで通勤することが常例である職員に対しては、バスの運賃等についても手当の支給対象に加えてよいか。

(問) それらの距離が通常徒歩によることを例とするような距離（おおむね 1 km 未満）である場合には、原則として通勤手当の支給対象とすることはできない。